

令和元年第3回上三川町議会定例会会議録

令和元年9月5日（木）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内、暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、日程に入る前に、昨日上程されました議案第60号に関し、会計管理者より発言の申し出がありましたので、許します。会計管理者。

○会計管理者【保坂文代君】 昨日、平成30年度決算書概要の説明内容に誤りがございましたので、訂正いたします。公共下水道事業特別会計、決算書の265ページ、266ページで、下水道使用料の収入未済額の人数につきまして8,582人と説明いたしましたが、正しくは8,588人でしたので、訂正いたします。

○議長【田村 稔君】 それでは、日程に入ります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願い申し上げます。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、ただいまより、通告順序に従い一般質問させていただきます。

まず、防災対策について、5項目伺います。

これまで、局地的な豪雨による災害、地震による災害が全国各地で起きており、多くの方が亡くなられ、また、被災されております。何十年、何百年に一度の災害、これまで経験したことのないような大雨、それに伴う土石流、また、想定外の災害などの表現が使われるような災害が例年のように起こり、そのような災害が起こるたびに対応力が問われます。

そこで、防災・減災施策、避難勧告の時期、時間など、災害が起きる前に予想される、備える時間があつたのにできてないことで行政の責任が問われます。我が町ではありがたいことに直近こそ大きな災害が起きてませんが、いつ何が起こるかわかりません。住民の生命を守るための対策、対応ができていのか、また、災害が発生した場合の準備はできているのか。起こったときの備えとして、町民が共有する防災意識と現状を踏まえた防災対策の整備は急務だと考えます。現状でもある程度は形になつて

と思いますが、先日、常任委員会で三島市の防災対策を視察研修し、我が町はどうなの？ というふう
にですね、疑問を感じました。

そこで質問します。

まず1つ目に、防災に対する住民の意識向上について伺いたい。

2つ目に、自主防災組織の組織数、活動内容、活動に対しての参加状況について伺いたい。

3つ目に、非常食、飲料水、仮設トイレの備蓄について伺いたい。

4つ目に、避難所のルールはあるのか伺いたい。

5つ目に、ペットを飼っている方の避難所でのルールについて伺いたい。

以上、5項目伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町民の皆様には防災への意識や知識を高めていただくため、河川が氾濫した際に浸水が想定される区域
や災害時の指定避難場所、日ごろからの家庭での防災対策の備え、非常時の持ち出し品などを掲載した
防災マップを平成30年度に作成し、町内全戸に配布するとともに、町のホームページにも掲載するな
どし周知に努めているところでございます。

また、自主防災組織については、平成27年度より順次、自治会説明会を開催し、自主防災組織の必
要性や重要性についての理解の促進に努めるとともに、設立の推進を図っているところでござい
ます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在まで23の自治会において自主防災組織が設立されておりますが、これらの自主防災組織におい
ては防災資機材の整備はもとより、地域の子供から高齢者までが参加した防災訓練や初期消火の講習会
を実施するなど、その地域の実情に合わせた活動が行われております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

町では大規模災害時の備えとして、上三川町備蓄計画に基づき、平成29年度より備蓄品の計画的な
整備を進めているところでございます。平成30年度末までに、アルファ米や缶入りパンなどの非常食
を3,820食、500ミリリットルのペットボトルの飲料水を1,440本、凝固剤式の簡易トイレ2
台を整備しているところでございます。

また、上下水道課や日本赤十字社栃木県支部上三川町分区においても、災害に対する備蓄品などを所
持しております。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

避難所におけるルールの基本的な事項は定めておりますが、避難所を円滑に運営するための具体的な
ルールにつきましては、各避難所に避難所運営委員会を設置し定めていくことになっております。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

災害時におけるペットの避難については、原則として、避難所の屋外にスペースを確保することとし
ております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、再質をさせていただきます。

まず、防災意識についてですけれども、私も住民はですね、大分意識はあるんだと思います。ていうのは、やっぱり台風ですとか地震が来たときの翌朝ですね、皆さん、「自宅は大丈夫だったか」とか、「きのうの地震は大きかったよね」なんていう話が話題に上がるんで、意識はあるんだと思います。しかしながら、意識と行動にはすごく開きがあるんだなというふうに考えています。私もですね、知人に、「あなたの避難所どこ。知ってる？」とかって聞くと、「いや、わかんねえ」と言う方が結構多いんですね。やっぱりそれは防災マップ配られてるんだけど、見てない方が多い。自分で行動を起こしてないですね。見てない。

また、自主防災組織についてもですね、必要性はあまり感じてないというふうに思ってます。特にですね、あまり災害、洪水ですとか災害の少ない自治会の方については、自分のですね、住んでる地域が、災害が起こったときにどんなことが起こるんだろうかというのをですね、イメージが湧かないからだと思います。上三川ですね、災害の少ない町だから大丈夫というですね、意識が高いので、危機管理意識はですね、少し低いのかな、なんていうふうにも思います。

そういったですね、意識を変えるのは行政の仕事ではないでしょうかというふうに考えております。その辺はですね、どのようにお考えになりますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 本町は比較的災害が少ない町だと言われております。こうした中におきましても、田川におきましては大雨によりたびたび増水するなど、町といたしましても注視している河川となっているところでございますが、自主防災組織の設立状況ということを見ますと、その半数以上につきましては、田川流域の自治会というようなことになってございますので、日ごろからの災害の危険性というものを感じている自治会ほど、防災に対する意識は高いのだろうと考えてございます。

こうしたことを考えますと、議員がご発言されましたとおり、町民の方に災害に対する危機意識を持っていただくということは大変重要なことであり、日ごろからの災害への備えを十分にさせていただくということも大切なことなのだろうと考えてございます。

こうした中で、防災に対する意識を高めるということに関しましては、水防災意識強化週間において、庁舎のロビーを使ってポスターの展示を、昨年度に引き続き、今年度にも行いました。また、今年の8月の広報においては、水害のおそれがある場合の避難行動等についての周知を行ったところでございますが、今後におきましても、有用な方策について研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今ですね、課長さんの方からお話があったとおり、町の中でもですね、防災意識が高いところ、また低いところはあると思うんですけども、やはり、川沿いですね、川沿いのところは水害等ですね、防災意識が高いというふうに思ってます。町の中でもそういった川の近くですね、災害に対して弱いところ、また強いところっていう面がですね、ある場所だと思います。ですので、地

域です、災害の起こることが少し異なってくるのかな。例えば、私の住んでるゆうきが丘なんていうのはあまり洪水の心配がないところなんですけども、そういった地域ごとの何か強いところ、弱いところのですね、調査なんかはですね、されてらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。地域における災害のリスクということに関しましては、水害ということについては、国や県で調査しました資料に基づきまして、浸水が想定される区域、また浸水した場合に予想される水深を示した防災マップを作成しまして、各戸に配布しているというような状況でございます。

しかし、地震につきましては、そのようなことはやってございませんので、県におきまして地震被害想定調査を実施していますので、この調査資料の活用ということに関しまして、今後、調査、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 これからですね、調査を検討されるということなんですけども、これっていうのは、例えば、専門家なんかの知識のある方を入れて調査されるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 地震の調査につきましては、県の方で地震被害想定調査をやってございまして、その調査については専門家を入れた中でやってございます。場所についても、県域全域をやるような状況でございますので、町といたしましては、この調査資料をもとに町の危険度などについて町民の方に周知ということ、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ぜひですね、専門的な方を入れてもらって、各地域ごとのですね、弱い面をですね、洗い出してもらって、周知徹底していただければと思います。

先日もですね、私の住んでいるところなんていうのは、やっぱり水害はそんなに心配ないんですけども、私は知らないんですけども、昔、沼だったとかね、そういったことも、沼の地域に家が建ったということもあるんで、例えば、地震が来たときに液状化状態になってしまうとか、そんなことが多分あると思うんですよ。例えば、水害以外に火災が心配だよというふうにですね、火災のところを重点的に取り組まなくちゃいけない地域とか、まず何かあったときに、消防車とか来る間に自分たちで火を消そうとかっていうね、そういったところも自主防災組織がですね、自分の地域の課題、問題が分かれば、そういうふうにですね、活動ができる、また動けるんじゃないかなと。また、自分たちで防止組織をつくろうよというですね、声も上がってくるんじゃないかなというふうに思ってます。そういった意味でですね、自主防災組織についても自分たちの地域の問題、課題から始めるようにですね、うまくこれから調査していただけるということなんで、問題、課題を提起してあげて、そうすると自分たちがどうやって動いたらいいのかということがですね、明確にわかってくるかなというふうに思いますんで、

そういったところをですね、はっきりさしてもらって、自主防災組織なんかもうまく立ち上げられるんじゃないかなと。そこからですね、どんどん、自分たちの弱いところからいろんな災害に対応するように、自主防災組織がいろんな活動をですね、進めていけるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ、その辺の調査、また、各地域ごとのですね、弱いところ、強いところをですね、明確にですね、町の方から教えてあげていただけたらなと思いますんで、よろしくお願いします。

次にですね、避難所のルールについてお聞かせください。避難勧告が出てからですね、先ほど、みんなが集まってルール決めをするというような感じの回答だったかなというふうに思いますけども、何か起きてから集まって考えるというのはですね、みんながどんどん避難していくところで集まって考えるのは、ちょっと厳しいんじゃないのかなというふうに思ってますんで、あらかじめですね、避難所のルールというかね、を決めておいて、例えば、体育館だったら、体育館のここには何々地域とか、ここには何々地域とかね、そういったね、細かいルールを決めておいた方がいいんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 避難所のルールづくりということでございますが、ルールについてあらかじめ決めておくということもありますが、一方では、女性や子供、さらには高齢者など、その避難所に避難されてきました方々の、合意形成が図られたルールづくりというものも大切なことなんだろうと考えてございます。こうしたことで、今後、避難所が円滑に運営できるよう、また、共同生活が維持できるようなルールづくりというものについては、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。多分、今の回答ですと、早めにルールづくりをして対応していただけるという回答でよろしいですよね？ 何かあってからではなくて、もう今の時点から前もって、ルールづくりをして、避難所ができたときにはすぐに対応できると、いうことをやっていただけるという回答でよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど町長から答弁しましたように、基本的な事項的なものは定めておりますが、詳細なことにつきましては、定めてないというような状況がございますんで、より具体的なルールづくりというものにつきましては、早急に進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ということで、今の回答を聞くと、準備しといてくれると、いうことでよろしいですよね？ はい。避難所ではですね、今、先ほど言った女性ですとか、あと、お子さんですとか、いろんなことが起きます、そういったところの人に配慮したですね、準備が必要になるんじゃないかなというふうに思います。例えば、女性、お子さんが、小さい赤ちゃんがいる方だと授乳所とか、あと、更衣室ですとか、例えば、女性が洗濯をしたときに干す場所ですとか、そういったところなんかもですね、しっかり決めておいていただけたらいいんじゃないかなと、いうふうに思いますんで、ぜひ、

早急にですね、何か起きる前に決めておいて、すぐ準備ができてる状態にしといていただけたらなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

引き続きね、ペットの関係も同様にですね、そのようにですね、もう少し細かい部分ですね、をですね、決めておいていただく。ここの辺に、このグラウンドのこの場所に、ペット専用のエリアをつくるとかね。先ほど言ってましたけども、そうしたところをですね、しっかりマップにして、すぐ何かあったときに、ここには何つくる、ここには何つくる、どうするっていうところをですね、しっかり準備をですね、しといていただけたらなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

それからですね、備蓄費について、次にちょっとお聞きしたいなというふうに思います。今、前の同僚議員が質問したときに、上三川に備蓄品がですね、上三川小学校にですね、備蓄品を全部置いてあるという回答があったと思いますけれども、もしですね、道が寸断されたり、地震とかで運び出せない状況も考えられると思いますけれども、最低限ですね、各避難所に備蓄品は設定しといた方がいいんじゃないかなと、いうふうに思ってますんで、そういったところのですね、お考えはどうなのかなというふうに思ってます。その辺をですね、お聞かせいただければなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。備蓄品につきましては、現在では、本町においては1カ所に備蓄しているというようなことになってございます。そうした中で、各避難所への備蓄だと、いうことだと理解してございますが、各避難所で収容できる想定人数、こういうものは町としても決めてございます。しかし、実際に各避難所に避難されてくる人数を想定するというようなことは、被害の大きさによって違ってきますんで、そうしたことについては、大変困難であると考えてございます。こうした状況を踏まえまして1カ所に備蓄した中で、各避難所に避難されてきた方の人数に応じまして備蓄品を配布することとした方が、避難されてきた方々に公平に備蓄品等を配布できると考えてございますので、現在においては現在の形態を維持してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。例えばですね、私の言ってるのは、最低限必要なものは各避難所に置いといた方がいいんじゃないかなというふうに思います。例えば、発電機ですとか、あと、簡易トイレですとか、そういう1人でも100人でも使いますよね？ 数はあんまり関係ないですよ。そこに運び込めなかった場合には、その方たちが少ない人数のところの人は必要ないのかなとか、っていうところもあるんで、最低限本当に必要なものは各避難所に設置をしといていただいて、すぐに誰でも取り出せるような形をとった方がいいんじゃないですかっていう、ちょっと質問だったんですけども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。ただ今、発電機とか最低限必要なものについては、各避難所への備蓄というようなことがございましたが、現在の本町における備蓄計画におきましては、現在のところ、各避難所に配置できる台数の備蓄ということは考えてございませんので、当分の間は1カ所に備蓄した中で、各避難所の状況に合わせた中で配布していくということを考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。そうなりますと、避難所にね、集まったところの人たちは、ここの避難所はこれはあるけど、あそこの避難所はこれがないよと、いうことになっちゃいますよね。何で、各避難所の全てに、同じように配分できるような備蓄品の数を準備してられてないのかっていうのがちょっと今、疑問に感じました。その辺はどうお考えですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。先ほど言いましたように、発電機等については避難所全てに配布できる台数については、現在のところ考えてないといえますか、備蓄計画ではそこまで考えてございません。ただいま議員がご発言されましたことにつきましては、今後の課題といたしまして、調査、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、分かりました。でも、早急に、この備えはやっぱりしとく必要があると思います。ほんとに今どこで何があるか分かんないんで、今すぐ「はい」って言えないのかもしれないけども、ここはですね、しっかり準備をしといていただかないと、町民が不安に感じるだけじゃないかなと、いうふうに思いますんで、ぜひここ、前向きにですね、検討していただけたらなというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

それからですね、避難所なんですけども、この防災マップにもですね、載ってますが、避難所、洪水の場合、地震の場合、ここの避難所に避難してくださいよというですね、マル・バツの印がついてますけども、本郷小学校ですとか、明治中学校、あと本郷中学校については、洪水のときはですね、そこに避難できないんですね。そういったときに、ほかの避難所に振り分けられるわけなんです。その避難所に振り分けられるんですが、単に振り分けられたときに、収容人数というのは賄えるのかどうか、っていうのをちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。ただいま議員がご発言されましたとおり、避難所、上三川高校を含めると18カ所ございますが、そのうち本郷中学校など3カ所につきましては、水害の場合には避難所として使えないというような状況がございます。ただし、浸水が想定される区域につきましては、主には、田川や鬼怒川の流域となっておりますので、現在においては別の避難所に避難していただくことで考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今の回答ですと、賄えるということでもいいんですよね？ 収容人数は大丈夫だよと、いうことでよろしいんですよね？

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。ただいま答弁いたしましたように、浸水が想定される区域につつま

しては、田川や鬼怒川流域となつてございますので、基本的な考えといたしましては、浸水で使えなくなる避難所以外への避難ということで、町では考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。防災対策については地域ごとの問題、課題をですね、しっかり把握していただいて、物なのか、人なのか、組織なのか、また、仕組みなのかですね、のことをですね、考えて、事前・事後の備えをしておく必要があると思いますんで、また、その中でどのような行動をすればよいのか、事前の準備、それに対しては訓練なんかも必要になるんじゃないかなというふうに考えます。

現状をですね、今ちょっと聞いてみると、もっと踏み込んだ取り組みをですね、もう少ししていただかないと、少し不安を感じる場所が多々ありますんで、ぜひですね、もう少し深く踏み込んでいただいて、この防災対策についてはですね、実施していただけたらなと、いうふうに考えますんで、どうぞよろしくをお願いします。

それではですね、次に、防犯対策について3項目伺います。

8月ですね、上三川地内において、8月だけで自動車の盗難事件が9件発生しましたと、先日、ありました。犯人逮捕に向けてですね、警察は動いていただいていると思います。その中でもですね、上三川町として犯罪が起りにくい、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくり、安心・安全なまちづくりを推進し改善を進めていただいていると思います。防災同様ですね、自分の身は自分で守るというのがですね、基本になるかと思いますが、犯罪の抑止に向けてもですね、町政の果たす役割が大きいものだと思いますんで、そこで、質問をさせていただきます。

1つ目に、防犯意識の高揚を促すためにどのようなことを実施しているのか。

2つ目に、防犯体制に関する町民満足度の目標値は2020年で30%とされていますが、現在、何%ですか。

3つ目に、防犯灯の設置を要望してもなかなか設置されないと聞きますが、設置に当たってのルールですね、手順はあるんですかということですね、この3項目を伺いたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町では防犯体制の充実を図るため、町、防犯協会及び関係機関等が一体となり、町民の防犯意識の高揚と犯罪の起りにくい環境づくりに取り組んでいるところでございます。主な取り組みとしては、チラシ、かみたんメール、及び広報紙による防犯広報活動、立て看板等による啓発物の掲示、自治会、コミュニティ、学校及び保護者を対象とした防犯教室の開催、地域の自主防犯組織による地域防犯パトロールなどを警察と連携して実施しております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

総合計画に関連するアンケートは5年に1度実施しており、本年度が実施年度となっております。現在、集計途中でありますがおおむね前回と同様の2割程度の数字となる見込みでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

町では夜間における歩行者の通行の安全と犯罪被害を防止するため、地域の自治会の要望等により防犯灯を設置しております。防犯上、特に必要と認められる箇所、また、ほかに照明がないかなど、周囲の明るさの状況や設置が可能な電柱の有無などを調査した上で、優先順位、必要性の有無を判断しながら順次設置しております。なお、設置に当たっては、特に児童生徒の下校時の安全を守るため通学路を優先することとし、また、特定の地域に偏らないよう計画的に整備しているところでございます。

今後もより安心、安全なまちづくりに向け、町民の皆様や関係機関と連携の上、積極的な防犯活動を推進してまいりたい所存でございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。今のいろんな民間の方、行政、警察、民間事業者と連携をしてですね、いろんな活動をされてるということなんで、引き続きですね、活動していただいて、防犯意識の向上にですね、努めていただけたらなというふうに思いますんで、お願いします。

2つ目の満足度調査については、今回まだ2割ぐらいじゃないかなと、いうのがありますけども、この2割っていうのは、目標に対してあと1年で10%上げなくちゃいけないと、いうふうにありますが、多分、今の段階では未達になりそうじゃないですか。平成26年で19.6%があって、今2割ぐらいと、いう話があるんで、来年度には30%にしないといけないと、いうふうに目標値を立てているんで、何か30%にするための挽回計画というか、目標を達成するための施策というか、そういったことをですね、考えてられるのかどうか、お教えてください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 はい。来年度に向けてということでのご質問でございますが、町長の回答にありましたように、アンケートにつきましては5年に1回のアンケートということになりますので、今回のアンケートをもとに、これから5年の計画を今度立てることになります。ですので、今度、来年に向けてというよりは、今後5年間にに向けてどんな形で進めていくかという検討になるかと思いません。その基本となりますのは、先ほど回答にありましたように、広報活動や立て看板の掲示など、また、自治会、コミュニティー、学校、保護者を対象とした防犯教室の開催、地域の自主防災組織による防犯パトロール、こちらは警察と関係自治体連携して実施していくというのを強化するというのを主体として方策を考えていくことになると思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。今の回答だと、目標っていうのは、これはコミットなんですか？ ターゲットなんですか？ 5年ごとの、5年たってからのアンケートをとって、それから次の目標値を決めようって今あったんで、コミットで30%にしたいっていう意味でやられてるのか、30%まで行けばいいよねみたいな、その次また考えようね、っていう感じのこれは目標値なんですか。それをお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 議員ご指摘のように、確かにこれは目標値ということなので、必ず達成しなければならない目標値だったと思います。でも、アンケートの結果を踏まえて、今までと同じ方策ではだめだということ、新たな方策なり、力を入れる部分なり、そういったところは考える必要があると考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、分かりました。コミットでやっていただいていると、ということなんで、ぜひですね、その目標に向けてあと1年ありますんで、同じことをしていたんでは多分、あといきなり10%上げるというのはなかなか難しいと思いますんで、今後ですね、いろいろ検討しながら施策を考えていただいて、町民の意識をですね、上げられるように検討していただけたらなと、いうふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

それから、防犯灯設置についてなんですけども、先ほど、いろんな優先順位の評価をされて防犯灯を設置しますよということでしたけども、どういう評価をされているのか。実際に何かマトリックス表か何かで、緊急性とか、効果とか、予算とか、そんなところをですね、マトリックスにして評価されているのか。まず、そこをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 緊急性というのは重要と考えております。特に、防犯灯があることによって犯罪等が起こったことによって、緊急性を一番重視して考えるような形になってるかと思います。ただ、防犯灯を設置すれば全部が解決するというのではないので、その辺、どういった方策によって防犯がなされるかというのは、多面的に考えていく必要があると考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 課長の言われるとおり、防犯灯をつければ全て安全かという、そうではないかと思いますが、多分、「防犯灯をつけてくださいね」というふうに自治会からお願いされるということは、まずは、地域の皆さんが、「ここがやっぱり暗くて危なそうだ」というところをですね、お願いされるんだと思います。やたらめったらつけてくれっていう話はないと思うんですよね。ですんで、そこにですね、満足できる数を全て付けろってことではないと思うんですけども、その緊急性とか効果とかっていったところの判断をしながら付けていただいていると思うんで、まずはですね、最優先で防犯灯設置ですね、実際に、やっていただけたらなというふうに考えますんで、よろしくをお願いします。

あと、防犯灯をですね、付ける、例えば、その要望書が自治会からいっばい上がってくると思うんですけども、この評価する時期と、あと、付ける時期というのはですね、決まってらっしゃるんでしょうかということをお聞かせください。例えば、要望書が上がってきたらすぐに対応するのか、それとも、1カ月ごとに要望書がまとまった時点で評価して、「ここが優先度高いよね」とかやるのか、それとも、半年ごとにやるのか、例えば、年度末、3月に10件、20件集まってきたところで、優先順位をつけて取りつける順番を決めていくのかといったところをですね、お聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 時期的には、1年間の要望書を取りまとめた上で、その中で重要度、優先順位を判断して設置することで、現在、設置しております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。そうしますと、例えば、4月の頭に要望書が上がってきましたということも、年度末って今おっしゃられたんでね、3月末に評価をして、それから取りつけを始めるということになると、日照時間が、3月につけても、夏は遅くまで明るいでいいんだけど、9月ぐらいになってから3月ぐらいまでって日照時間が短くなるじゃないですか。暗くなる時間が早くなるということもあるんで、3月よりも早く、9月ぐらいには取りつけてあげないと、やっぱ4月ぐらいにお願いしたのに次の年の3月となると、何か対応力というか、スピード感がないなっていう感じもするんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 防犯灯、1年に付ける個数が決まっております、それを一度に付ければ、個数的なメリット、単価的なものが安くなりますので、現在、年度末に設置ということで実施しております。その時期的なものですが、この時期を、もし、では、9月に付けるようにするってことになると、その年の10月、11月に要望があったものも翌年の9月に付くというような形になりますので、どの時期に要望があったものがどの時期に付くということから考えると、痛しかゆしの部分があるのかなということも考えられるのかなと思っております。

現在、自治会長さんも毎年代わっているような状況の中で、今後、日照時間が少なくなってくる、暗くなる時間が長くなるときに、自治会長さんの方とも、「この地区が今度はやっぱり防犯灯必要じゃないか」、そんなことを分かるようなことで要望等、これから上がる部分があるんじゃないかと考えております。そういったものについて、来年度から防犯灯が付くようなことで準備をするというのが今現在の流れでございますので、これを9月にするのがいいかどうかというのはまた十分検討して、どういうふうにやっていった方が一番いいのかというのは研究していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ぜひですね、検討していただいて、1年、年度末じゃなくて、例えば、半年ごとに評価するとか、そういうスパンを短くして、もっと町民に対してスピード感というか、そういったところもですね、アピールしていただけたらなと、いうふうに思います。やっぱ1年たつと、「何だよ、全然対応してくれねえじゃねえかよ」って、不満をですね、多分、せっかく自治会長さんもですね、汗水垂らして足を運んで、いろんなところを聞き回って、いろいろ地主さんとかもね、に承諾を得たりして、判子ももらったりしてやってらっしゃるんで、そういったところをですね、もっと町もスピード感を持ってですね、対応いただけたらなというふうに思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、先ほど地域生活課長が答弁したように、今までのルールではそういうふうになってました。これに固定して考えてるつもりはございません。今、神藤議員からお話がいろいろあ

りましたので、町の方としても、どうやって付けた方がいいのかっていうのはこれから検討してまいりたいと思います。防犯灯につきましては要望がありますが、地域的な偏りが無いって、先ほども答弁申し上げましたように、それとか、農作物にですね、その被害といいますか、場所によっては農作物のその成長に影響があるのかっていうのもありますので、その辺の部分は地権者の方、農作者の方によくご理解をいただきながらということになります、いろいろな方のご意見を聞きながら、町の方としても再度検討してまいりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ぜひ、よろしくお願いします。また、農作物なんかも今、電気をつけても大丈夫なLEDのランプなんかも開発されてるようなので、その辺もですね、勉強していただいて、対策いただければなというふうに考えますので、お願いします。

あと、ごめんなさい、もう1点、防犯灯について、LED化に防犯灯がなりましたということで、このお願いをして追加で防犯灯を付けてもらう価格というか、1基幾らぐらいで取り付けられるのか、ちょっと教えてください。リースですね。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 はい。現在、上三川町の防犯灯はリースによって設置しております。昨年度実施したのが24基で、1個当たりに直しますと、何年間も払うわけなんです、総額で2万5,727円になります。税込みになります、すみません。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 2万5,000円ですよ、約。2万6,000円か。となると、1年間で何個大体、予算が今50万ぐらいだと思っんですけども、そうすると25個、20個がマックスになりますか？ ちょっと、すみません、教えてください。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 防犯灯を取りつける設置の仕方にもよります。電柱を設置しなければ防犯灯付けられない場所等もあって、一概には言えませんが、議員ご指摘のような、おおむね数字になっていくかと考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。毎年ですね、多分、お願いされて、自治会長さんに、多分、25ぐらいかな？ 20個ぐらいか。20個ぐらい取り付けられてると思うので、予算内でということなんで、少し予算をですね、多めにさせていただく、なんていうことはできるんでしょうか。お聞かせください。30個ぐらい付けられるような。

○議長【田村 稔君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 その辺につきましては、ちょっと財政面と相談ということになります、防犯に関する予算の中で調整というのも考えていかなきゃならないと思いますので、今後検討していきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、よろしくお願いします。今、1個2万6,000円ぐらいの防犯灯をで

すね、うちの町は付けてもらえないとあって、思われるじゃないですか。うちの町、1個付けてくれって、頼んでなのに、なかなかつけてくれないとか。何か、そんなこともあるんで、できればですね、その年度内で、全て要望あったところは付けられるようなですね、ちょっと予算配分もですね、考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間もなくなってきたんで、次の、ボランティアの育成・活動の支援について2項目お伺いさせていただきます。

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や経験、時間等を活用して社会に貢献する活動ですが、こうした活動は新しい活力を生み出す豊かな触れ合いの機会となり、人権が尊重されたコミュニティづくりの実践の活動となるものです。しかしながら、ボランティアに参加するメンバーが減っているという状況にもあります。

そこで質問します。

1つ目に、ボランティア活動、例えば、「見守り隊」は、お願いしてもやっていただける方が集まらない状況と聞いていますが、ボランティアの育成に対する町の考えは。

2つ目に、「見守り隊」については、冬の寒い中、夏の暑い中、毎日決まった時間に子供たちの安全を守るために頑張ってくださいています。感謝と、少しでも環境を整えてあげるために、町からの応援として、冬用のジャンパーとかですね、夏は年1回でも飲み物などを支給するというですね、支援はあるのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、2点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

平成29年3月に、町、社会福祉協議会が共同で策定した「第2次上三川町地域福祉計画・第3次上三川町社会福祉協議会地域福祉計画」において、「福祉ボランティアの育成・活動支援」について定められており、その中で「住民や地域が取り組むこと」「社会福祉協議会が取り組むこと」「町が取り組むこと」がそれぞれ掲げられております。

その中で、「町が取り組むこと」の一つとして、「町社協を通じてボランティア団体の育成支援を行うこと」があります。町では、社協事業でありますボランティアセンター事業に対し、当該事業費の2分の1を補助し、側面から育成・支援をしております。なお、ボランティアが活動する事業は様々あると思いますが、福祉関係のボランティア活動に係る必要な物品等の支援については、社協に対し、働きかけをしていきたいというふうに思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ボランティア活動については、主にですね、社会福祉協議会が統括されてるんだと思いますけども、ボランティアの育成については、社協と具体的にですね、どういった連携をとられて、実際にボランティアの育成をされているのかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。ボランティア、社協との連携ということでございますが、町社会福祉協議会ではボランティアの担い手育成のための事業としまして、高齢者の集まりや地域の集いでサポートを行うボランティアの養成や、あるいは、手話奉仕員、朗読奉仕員の育成、養成など行っておりますが、その中の「訪問ボランティア養成講座」と「居場所サポートボランティア養成講座」、こちらにつきましては、町と社協とが連携して共催という形で実施しております。

平成30年度、地域の助け合い活動のため、そのためのボランティアを養成する「訪問ボランティア養成講座」、こちらは2回開催いたしまして、22名の方、参加がありました。また、地域の居場所での活動を支援するためのボランティアを育成するための「居場所サポートボランティア養成講座」は、4回開催いたしまして、44人の方の参加がありました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。社協ともですね、連携をとっていただいて、やられていただいているということなんで、引き続きですね、ボランティアの育成ですね、お願いしたいなというふうに思います。

また、ボランティア活動の参加者ですね、60歳以上の方が中心であると、いうふうに思います。そこで、例えば、近隣でいくと宇都宮市では、高齢者が充実した高齢期を送ることができるように、また、まちづくりの担い手として活躍できるように、高齢者の社会参加や生きがいを促進することを目的に、高齢者等の地域活動支援ポイント事業というのをやられてます。これはですね、ボランティアを1回やると、1時間につき1ポイントいただけると、ポイント制になってるんですけども。ただし、1日1人、2ポイントまでというのが上限になってるみたいです。そこで、ポイント交換の条件はですね、1人1年当たり50ポイント。1ポイントが100円らしいんで、5,000円相当までがですね、マックスというふうにポイントが溜められるそうです。ボランティアをやるとね。

また、ポイント交換の対象としては、介護保険料の納付ですとか、あと、市の施設ですね、の利用のですね、券とか、あと、奨励品としてバスカードですとか、図書カード、QUOカード。また、こういったボランティアされる方は、ポイントを溜めてボランティア団体にまたそのポイントを寄附できるというようなですね、そんなことも近くの宇都宮市ではやられてるんですけども、本町ではですね、そのような施策は検討されていますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。いわゆる「ボランティアポイント制度」のことだと思いますが、本町におきましても今年度4月より、町社会福祉協議会と連携しまして、このようなポイント制度を実施しております。地域の住民同士の助け合い活動に対しまして、ボランティアを行った人にポイントを付与しまして、溜まったポイントを商品券、ベリーカードでございますが、と交換してもらうという制度となっております。

この制度は介護保険事業として実施するものなので、ボランティアを受けることができる方は、居宅要支援被保険者のうち要支援1、2の方、それと、介護予防に取り組む必要性が高く、事業対象者とされるような方に限定されるんですが、また一方、担い手の方も65歳以上の町民であるということ、それと、先ほど町と共催で行っているというボランティアの育成講座とありましたが、そちらの担い手育

成講座、それと「居場所サポート養成講座」、こちらを受講した方、こちらの方が担い手として参加していただける制度となっております。

ボランティア、どのようなものが対象となるかといいますと、例えば、ごみ出しの手伝いですとか、あるいは、簡単な家事の手伝いなど、利用者宅に訪問しましてボランティア活動を行うということ。それともう一つは、介護予防・生活支援サービス事業、通所型サービスB、上三川の場合は、「創年倶楽部」ですね、こちらでの運営、またその補助を行うということがボランティア活動のポイントになる要件となっております。担い手の方にとりましても、この地域のボランティア活動に取り組むきっかけとなると思います。ご本人にとっての介護予防の一つにもなると思います。大変有効なものであると考えております。

また、先ほど宇都宮市のポイントのこと、ございましたが、上三川におきましては、受け手と担い手のマッチング、これにつきましては、ボランティアセンターで行っております。ポイントは、上三川でも活動1回当たり1ポイントということで、1日2回までということになっております。1ポイントは100円の商品券と交換できるということで、1年間の上限は50ポイントまで、5,000円ということになっております。

今年度4月からの開始ということで、8月までに相談があった件数が28件ございました。その中で、依頼に至った件数が11件、で、その全てが活動の方の実施につながっておりますので、現時点ではマッチング100%となっております。

ちなみに、その活動の内容ですが、簡単な清掃1件、あと、草刈り2件、買い物1件、あと、これが大変多かったんですが話し相手ということで、これが7件ございました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。ごめんなさい、勉強不足で。私、上三川のポイント制度をちょっと知らなくて、申し訳なかったです。

ただ、例えば、見守り隊もポイントがつくんでしょうか。ちょっと教えてください、ちなみに。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。先ほど、介護保険事業でやっているということで、条件が幾つかあったんですが、まず、その見守り隊をやっている方が、65歳以上の町民であることが1つ条件がありました。それと、先ほど言いました2つの講座をどちらかを受けていただくというこちらの条件、まず2つの条件があります。そのほか、そのボランティアの対象となる事業が、先ほど言いましたように、地域で、例えば、ごみ出しを行うとか、家事の手伝いするなど、訪問してそのお宅でお手伝いをする、そういう形のものが1つと、あとは、居場所づくりということで、上三川でやってます「創年倶楽部」、そちらでの活動を補助する、運営するというのが、今回のボランティアポイント制度の活動の中身になってますので、現在やってます見守り隊の方々の活動については、ちょっとこちらの対象にはなっていないかなと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。それではですね、ぜひ、上三川全般のボランティアをポイント付けがで

きるような、例えば、だから、今言ったように見守り隊ですとかも全部ポイントになるような活動をですね、加えていただけたらうれしいなというふうに思いますので、ぜひ、ご検討いただければなというふうに思います。

このようにですね、多くの人々が活動に主体的に参加できるような、行政としても積極的な支援を行っていただけたらと思います。

以上ですね、今回の私の一般質問を終了します。どうもありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・宇津木宣雄君の発言を許します。2番、宇津木宣雄君。

(2番 宇津木宣雄君 登壇)

○2番【宇津木宣雄君】 では、一般質問、通告書に従って行います。

9月はですね、防災の月で、南の方では、だいぶ、台風がですね、今、2個あるんですけど、今日には3個になるというNHKの放送がありました。

私からは、1点目として、自主防災組織の設立と町の取り組みの経過について。

町では自主防災組織の設立について推進を行っているが、現在の設置状況はどのようになっているか質問いたします。自主防災組織の設置につきましては、前回の定例議会や27年度定例会におきまして、先輩議員からたびたび質問が提出されております。また、私も微力でありましたが、7年前まで消防団長として務めさせていただきました。そうした活動の中で課題となっていたのが自主防災組織であります。最近の災害は、いつ、どこで発生するか予想が付きません。上三川町は、地形的に想定される災害は風水害ですが、昨年7月の西日本豪雨や先月27日には、佐賀県・福岡県豪雨は、地区の住民がこれまでに経験したことのない8月一月分が、その2倍ですね、その雨量が1日で降ってしまった。異常気象でございます。特に、このところの豪雨は、限りなく地域に集中して降る特徴があります。

風水害は火災などと違い、天気予報をよく聞いてるとわかると思いますが、すぐ消防団活動を発足するとして、防災活動をやることができるかと考えています。消防団員のほとんどは会社員、もしくは町内外に勤務しています。こうした活動を行うには限界があります。地区にいる消防団員のOBや地域の活動に参加している皆さんに協力していただき、災害が予防される場合に活動していかなければ、災害を未然に防ぐことができないと思います。ご存じのとおり、消防団の身分は非常勤特別職、地方公務員では特別職の地方公務員ですが、自主防災組織は自治会や地域の方が自主的に活動を行う任意団体であります。このため、自主防災組織は公務災害には該当しません。活動するに当たりましては、身分や区域で危険を伴わない範囲の活動しかできません。地域の組織づくりは、行政から自治会

を通じたPRやきっかけがないとなかなかまとまりが付きません。町も地域防災計画の中でも、自主防災組織について検討されてると思いますので、現在の設置状況がどのようになっているか質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

特に、大規模で広域的な災害が発生した場合は、「自助」、「共助」、「公助」がかみ合わないと、防災対策がうまく働かないと考えております。こうしたことから、「共助」の要となる自主防災組織につきましては、平成27年度から順次、自治会に対する説明会を開催するなどし、設立に向けて推進してまいりました。現在までに23の自治会で設立されてるという状況になっております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 はい。現在ですね、23自治会、私がちょうどね、3年前ですかね、この自主防災組織に対して質問したときには、まだ3自治会ぐらいの流れで出来ていたと思います。それが今、現にね、このように20自治会が増えたということで、町の総務課以下、いろんな流れでこういうふうに進んでやってくれてるんだっていう実績が残ってると思います。ただ、自治会自体が九十何自治会あるわけでございます。最低でもね、やっぱり50%ぐらいのそういう形の自主防災組織ができて、消防団と一体になって活動ができるとか、そういうのが重要なと思います。

私もちょうどね、団長をやっているときに思いましたが、自分で土嚢を積んだり、また活動をしてまいりました。周りを見ると、やっぱりこういう組織があれば、多少ね、心強くなると思います。私の自治会もこの形で一般質問した後に、すぐ防災を考えてくれた自治会長がおられましたんで、自主防災組織が発足できました。こういう形で自主防災組織をどんどん盛り上げて、作っていただければと思います。

町でも、どのようにしてこれから増やしていくか、ちょっとその辺のところを聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。今後の設立推進っていうことでございますが、先ほど町長からの答弁がありましたように、特に大規模で広域的な災害が発生した場合においては、「自助」、「共助」、「公助」がかみ合わないと対策がうまく働かないと考えているところでございます。また、本町の防災体制の充実ということでも、「共助」の要となる自主防災組織につきましては、各自治会に設立されることが望ましいと考えてございます。今後とも、行政事務連絡委員会議や町のホームページなどを利用して、自主防災組織の必要性の周知に努め、また設立を検討する自治会があれば、その自治会に対しての説明会を開催するなど、引き続き積極的な推進に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 今、課長から答弁ありました。やっぱり、そのようにね、1つの流れで町でね、自治会を作りたいという場所があれば、訪問して指導をしていただきたいと思います。やっぱり、

人のつながりっていうか、今、ひとり住まいの家計で年寄りが多い場所が、だいぶ増えてまいりました。やっぱりそういう流れで自主防災組織があれば、どこにどなたが住んでいるという形が分かってくると思います。そうやって確認をしながら、人助けじゃないですけど、地域を守る。自分たちで自分の周りには守れる形を作っていたいただきたいと思います。

では、2点目に入らせていただきます。2点目は、消防団に対する支援について。

1点目として、来年は、本町の消防団が河宇の代表として栃木県消防操法大会に出場するが、その活動に対し、町ではどのような支援を考えているかについて質問します。

9年前、本町消防団は県大会におきまして、ポンプ自動車の部で第3分団第3部が優勝し、栃木県代表として全国大会に出場しました。また、昨年は、益子町消防団が全国大会に出場し、全国優勝という快挙を成し遂げました。操法大会は、消防団員としての基本的な動作や消防機械の操作、消防ホースの扱いなど、消防団員が総合的に必要な技術を競う大会です。町の大会は、考えてみると、来年の6月のころに、大体町の大会を行うわけでございます。それで、来年の7月の後半のころになると、栃木県の大会が開催される予定でございます。全国大会っていう全国の大会があるんですけど、これが大体10月のころなんです。大会の参加に当たりましては、団員は数カ月前から練習を開始します。いずれの団員も仕事がありますので、早朝や仕事の後、休日のときに練習しますので、体力を含めまして大きな労力を費やすわけでございます。また、選手をサポートする団員や家族の負担も長い期間続きます。町では、団員の負担に対するために操法大会に対する支援措置がありますが、県大会は準備期間が非常に長くなりますので、団員等の負担に應えるため、どのような支援を考えているか質問いたします。

また、2の2で2点目は、現在、消防団員は3分団12部が各地区に配備されております。詰所にトイレがない、整備されていない詰所があるため、今後の整備計画はどのようになっているか質問します。

消防団詰所につきましては、町当局のご尽力と地権者の皆様のご協力により、移転や改築が計画的に進められております。防災の基本団体である消防団活動に対する深い理解があるものと感謝しております。また、団員詰所に限らず、消防車両や設備に関しても県内でもトップクラスの機械整備の充実がなされており、他市町と比較しても大変恵まれた消防施設の中で、残念なのが団員詰所の中のトイレがない詰所が残されているということでございます。

団員詰所は、一般家庭と違い日常的に使用する場所はありませんが、災害出動や待機、訓練、部内の会議、連絡などで団員が集まる施設となっております。こうした中、以前から団員から要望があったのが、トイレがないっていうことでございます。都市化の中で、制服を着た団員が路上や周辺の田畑で用を足してしまう姿はあまり良いものではありません。消防団組織は、各自治会から団員として任命された者が集まった組織です。その中で、各部は幾つかの自治会の団員が集まったものでありますので、したがって、詰所から自宅が近い者と、また遠く、車で集まらないとならない団員もおります。トイレの整備については、数年前の一般質問に対しても、詰所の建て替えとともに、あわせて計画的に整備していくという説明がございました。その後の計画はどのように進められているか質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

過去に本町の消防団が栃木県消防操法大会に出場した際は、選手の強化を図るための報酬の確保や消防ポンプなどの操法大会に使用する機械器具のメンテナンス、消防ホースなどの備品整備などを行ってまいりましたので、令和2年度に出場が予定されております栃木県消防操法大会においても、このようなことを参考に支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

現在、消防団員詰所は12カ所がございますが、そのうち4カ所においてはトイレが未整備となっております。また、トイレが整備されていない消防団員詰所においては老朽化が進んでいるものもございます。このような状況を踏まえ、トイレ整備が必要となっております4カ所のうち3カ所は、詰所の建て替えと合わせて、1カ所はトイレのみの整備を計画しているところでございます。

こうした中、令和2年度に1カ所のトイレ整備を詰所の建て替えと合わせて行うべく、今年度に測量設計に係る予算を計上しているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 はい。1点目のですね、栃木県操法大会に参加するに当たりまして、全国大会に行ったときはポンプ車、自動車の部でありました。でも、今度はですね、小型式の持ち歩きのするポンプでございます。ちょうどね、私、団長のときにですね、可搬ポンプは全国大会へ行く枠がないという話が出ましたので、宇都宮市との話し合いでちょうど輪番制を崩しましてね、やっとな、これが実現して、来年度の県大会に、可搬の部が全国を目指してやれるようになりました。ですので、今のポンプも性能はいいんですけどね、河川敷とかそういう火災で大分使っていますんで、傷みもあると思います。やっぱり先ほど町長が言ってくれましたが、メンテナンスしてね、ある程度使いやすくしてくれたと思いますが、この、また、操法っていう形になりますと、それに合った操法用のポンプがメーカーであるという話がありました。また、あのホースなんかもメーカーさんに聞くと、操法用で抵抗力の少ない水圧のね、そういうホースがございます。そういうのがございますんで、町のお考えを、もう一度どのように持っていただけるか聞きたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。県大会に向けまして新たなポンプを導入する考えは、ということでございますが、操法大会に向いていると言われてございます可搬ポンプにつきましては、小排気量で高出力であるということで、2ストロークエンジンの可搬ポンプであると承知してございます。こうした中で、現在、本町の消防団が使用しております可搬ポンプについては、排気ガス中の有害物質が少なく、また、排気音も小さい、さらには耐久性が高いということで4ストロークのエンジンの可搬ポンプを使用しておりますので、操法大会のためだけを考えまして2ストロークエンジンの可搬ポンプを導入するというようなことにつきましては、現在のところ考えていないところでございます。

また、ホースということにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 宇津木宣雄君。

○2番【宇津木宣雄君】 大変ありがとうございます。今、課長からお話がありましたが、ポンプを入れ替えるということは、これは大変なことだと思います。町にはね、消防団長以下、幹部が20名おられるわけでございます。そういう中でね、勧誘も図っていただいて、いい方向に持って行っていただければ幸いと思います。この執行部にも2名の方が、やっぱり私と一緒にこの町を守るために活動をしてきてくれました。また、指導していただきました。そのような形でやってこられましたので、これを生かしながら、また内容を踏まえてね、全国にも一緒に行っていただきましたので、中身は分かっていたと思いますので、そういう形で指導もしていただければ、いい方向に持っていけるんじゃないかなと思っています。

また、次のですね、詰所の問題なんですけど、今、第3分団第1部、第3分団第3部、また、第1分団第2部と、3カ所が古いままの詰所でございます。建て替える話も出てましたので、大変、いい方向にまた、向かっているんだなとも思っております。予算もだいぶかかる問題でございます。それを考えると強くは言えませんが、だんだん直しながらやっていただければ幸いと思います。

トイレにつきましてはね、1つ付けていただいて、そのうち建て替えとともにね、みんな新しくなっていくんだと思います。消防団には年に2回の管理調査っていう、詰所を見たり、また、機械器具の整備、性能を見たり、そういう分野があります。それをね、本当にみんなが一体になってやってくれますので、素晴らしい方向に消防団の活動も持っていけるように、我々も支援していかなくてはならないと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、再開といたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 2番・宇津木宣雄君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私から質問に入らせていただきます。

1点目、都市公園の管理についてで、2つほどお聞きしたいと思います。

1つ目は、都市公園管理に係る過去4年間の指名競争入札の状況、業者名、入札業者数・名、落札価格、落札の比率はどのようなものかについて、町長の答弁をお聞かせください。

2つ目、都市公園の利用促進や魅力アップのために、指定管理制度の導入する考えはないか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今のご質問の1点目についてお答えいたします。

平成27年度から平成30年度の4年間における都市公園管理にかかわる入札は32件となり、入札の指名業者は上三川町建設工事等請負業者選定要綱等に基づき、町内の造園業者7社を指名し、入札に付しております。

入札の状況といたしましては、落合東光園は23回指名し、そのうち4件を落札しました。また、香花園は22回指名し4件を、多功造園は26回指名し8件を、やしま創苑は32回指名し8件を、三ツ和造園は25回指名し4件を、小島造園は29回指名し4件を落札いたしました、なお、サカエセブングリーンは23回指名いたしましたが、落札はございませんでした。

また、落札金額及び落札率は、平成27年度は税抜き価格110万円から940万円、落札率は96.5%から98.0%、平成28年度は186万円から946万円で、97.4%から97.6%、平成29年度は204万円から1,020万円で、97.1%から97.7%、平成30年度は234万円から1,095万円で、97.2%から97.6%でございました。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

本町の管理する都市公園は、主に近隣に居住する方の利用を目的とした住区基幹公園であります。現在、公園の管理は、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、地元の造園業者への委託による除草や樹木の剪定、薬剤防除、施設の清掃等業務と警備会社による夜間巡回業務等を実施しております。

また、公園愛護会では、身近な公園の美化活動を各地域の住民の方々に積極的に行っていただいております。一部、有料施設の受付業務を指定管理者により実施しておりますが、それ以外の公園の管理については、現在、民間事業者等による良好な管理が行われており、住民からの陳情も少ないことから、今のところ指定管理者制度を導入する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、町長に答弁をもらったので、一応、参考までにお話ししますが、27年度、28年度、29年度、30年度の3カ年は、上三川町城址公園ほか3公園の委託業務で、予定額が476万2,800円で、競争入札して三ツ和造園が4,644万円で落札しております。この金額は、毎年、若干の違いはありますが、全て三ツ和造園がその4カ年を全部入札してます。4カ年の合計が2,022万8,400円でございます、合計ですね。

それから、しらさぎ公園ほか6公園の業務委託が、予定額が最初が4,400万、若干の違いはあっても約400万であるというふうに認識している。小さく見ると、1カ年ずつの金額の違いは全部載ってますが、それを言っても仕方ないことで、それは小島造園が総額1,634万400円で落札しております。これを全て言っていきますと、競争入札ということでやったのに、3年間も4年間も同じ業者が落としてるということです。これが、どうして競争入札なのか、私は聞いてみたいと思っております。

それで、これ、全て調べておきましたが、何の変わりもありません。4年間全て同じ業者が落札しました。金額の違いはほぼありません。それで、一個一個、一つ一つ言うと、富士山公園は、28年度はマイナス2万1,000円でした。次は、32万4,000円の違いがありました。次は、マイナス2

万1,000円の違いでした。これ、書いていきますと、みんな合ってるんですね。これをどうしてこういうふうなことになるのかなと思って、坪数で割ってみました。私は平米数が分かりませんので、坪数でやりました。城址公園の坪数は4年間の平均が坪717円です。しらさぎ公園は462円です。次は247円とあって、坪単価でこういうふうな平均も出ます。これを見ると、この、町が公園の管理をするときに、7業者からそれぞれ見積もりを取るそうです。それで、町が「これは幾らぐらいだよ」ということで、計算をして、入札価格を決めます。それで、入札価格を決めて競争入札にかけるんですが、木が1本幾らか、草取りが幾らかってというのは、この7業者が出したものです。「これ、出してもらわないでやることできないんですか」と言ったら、「できないんだ」と、こういうことなんです。

そうすると、私が言いたいことは、なぜこういうふうなことが「入札です」と言えるのか、町長、お答えくださいますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 入札に関しては指名とか、その内容について、私は細かく把握してないところもございまして、担当課長より説明させます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。このたびの都市公園の管理業者を決めるに当たりましては、指名競争入札に付して管理業者を決めております。適正な入札を行った結果といたしまして、毎年同じ業者が落札してるといような状況にございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、競争入札をするんですから、まず、根本を町の業者に見積もらして、ただでもらいます。この公園はどのぐらいですか、草むしりは幾らですかって、もらうんですね。もらった中から町が算定をして、この入札価格を決めます。その算定する元は6業者、7業者が出したものですから、当然同じものですよ。ですから、競争入札するのに、あなた、あなた、あなたってということで、誰が話しても同じことなんですよ。

私がちょっとお聞きしたいのは、最初に、町長、1つだけ聞いてもいいですか。町長は議会で答弁したことは覚えてますよね？ この覚えていた答弁が私の答弁と違うことを言う理由は、人に書いてもらったもので答弁してんでしょうか？ そうじゃないとしたらですね、町長は「公園はやらないよ」ということを言ったんですが、この間は、「公園を町のために、活性化のために、居住者をたくさん呼ぶためにやるんだよ」ということを話しするんですね。私には「しない」、自分では「する」って言うんです。どっちが本当なんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 一応、質問の内容が理解できないので、もう一度お願いします。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 予算書の説明でですね、町長は、「市街地における公園整備を推進し、居住環境の向上を図り、住宅の取得を補助し、定住者の増加」と言ってるんですね。私には「やらない」と言ったんですよ、公園の整備は。整備はやらないのが、今度は整備をするってことじゃないんでしょう

か？ これ、違うんですか。どうなんです？

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 公園整備は、町の計画のとおり、計画にのっとって進めていくということでございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、私の答弁で「公園を何とかしてください」って言ったときに、「やらない」なんて言わない方がいいんじゃないですか。「やる」と言ってんだからここで。ですから、私は、どうしてこの公園が花も咲かない、寄附をもらっても要らない、花が咲く前に木を切っちゃう、ものがない、ほかの行政とどこが公園が違うかって言いますと、上三川にある公園は木の生えてる空き地だよって言うんです。公園というのは、もっと公園らしいものがあるんだ。昔でいえば、ブランコがあった。何とかジムってのがあった。そういういろんなものあって、公園だって言うんです。うちの町にあるのは、何十カ所ってあるのは、全て木があって広い空き地があるだけだ。花も咲かない。それが公園だと言ってるんですから、その公園にこんだけの毎年毎年お金をかけてですね、整備をしていくものは何があるんでしょうか。教えていただけますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 当然、木があればですね、木の剪定も必要でしょうし、毛虫等の防除、芝が生えてれば芝の刈り込み、やることはたくさんあると認識しております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。勝山議員、通告趣旨に従って質問してください。

○9番【勝山修輔君】 はい。そうすると、私が町民からね、花木がないって言われるのは、どういう理由で花木が少ないんでしょうか。そうすると、業者のために剪定する木を多くしたと、花木は面倒くさいから置かないと、そういう趣旨なんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 当時の、その、作った時にはですね、そういった木を植えた方がいいだろうという判断のもとに、今ある木が植わってるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。もう一度言います。質問要旨の明細に従って質問をしてください。

○9番【勝山修輔君】 はい。そうするとですね、町長が町長になったときは、もう公園はできてますから、町長の意思で木が植えたということはないんですが、公園整備っていうのは、毎年お金がかかるもんですから、芝を刈ったり、木を剪定したりするのは当然なんですね。ただ、私が言うのは、花木がなくて寂しいよと、どこ行っても同じだよと、木のある空き地だよって言われるぐらい寂しいことはないんじゃないかというふうに思ってるんですね。公園管理を委託して、大きく10カ所、22施設になってますが、その業者に当たってはですね、指名競争入札だって言うんですが、先ほど言ったとおり、毎年同じ人が入札するんですよ。金額の違いを言うとですね、何でって私が言われるんで言いませんが、違いはですね、例えば、桃畑の公園で言いますと、27年と28年の違いは18万3,500円です。28年と29年の差は44万2,800円でした。30年度は184万6,800円と言うんだね。これだけ違う金額がどうして出てくんだかなって言うことなんですね。同じ人が同じことをやってるのに。この元は何なんですかって言うことなんですね。そうすると、一番に言ったように、業者からもら

ったもので算定して入札価格を決めるって言うんです。それを、30年は1,100万円だったんです。27年は893万1,600円だったんですよ。同じ業者が入札してる。これをどんなふうにかえたらこういうことになるんだか、ちょっと教えていただけますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの議員の質問に対してお答え申し上げます。

公園の維持管理につきましては、生えております木の剪定、またはですね、芝刈り、そういったものを委託しているわけなんです、樹木につきましては、例えば、樹径、その他、幹回り周、そういったもので算定しております、年々大きくなったりですね、あとは、芝刈りの、例えば、繁茂状況によりまして、回数を変えたりしております。先ほど、議員より指摘がありました、桃畑緑地公園、こちらにつきましては、28年度に芝刈りのほうを3回実施いたしました。それで、29年度は、やはり繁茂の状況を確認しまして、4回、芝刈りのほうを実施したことによって金額が増えているところでございます。いずれにしましても、公園にあります、その樹木等の本数とかですね、あとは規模によって金額のほうが変わっていくような形になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 木は年々太ることはわかりますが、1年で1センチのものが1メートルにはなりませんよね。木ってのは年輪がありまして、1年に1つずつ年輪が増えるというふうには私は学校で教わりました。その広がる数字は何ミリのものですよ。それがどうして今の答弁じゃ、大きくなったから、じゃ、4年間でこんだけ大きくなったっていうのは年輪にしたら何センチですか。それがこの値段になるってことが私は不思議なんです。これの元金を、もとの値段を算出するのに業者からただでもらうんだそうです、調べたもの。それを全部集めて、職員がこのぐらいだろう、このぐらいだろうっていう平均を出すっていうんです。私の言うのは、それもやめるべきじゃないかと。毎年同じじゃないなら。それで、それを委託することによって、私が何か調べると、情報公開するのに非常に仕事ができないというようなことを答弁で言われましたから、それじゃあ、私はこれをなくしたら職員がその分だけほかの仕事ができるんじゃないかとつけ加えたいぐらいです。そうすると、何を根拠にこんだけ違いが出てくるのかなということが不思議でならないということなんです。どなたかこれがはっきり、これだからこうなるんだという明確なことを言える方おりますか。明確に答えられる方、どうしてこんだけの違いが出るか。よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 今、都市建設課長が説明、じゃあ、再度いいですか、グラスの刈る回数。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 済みません、補足させていただきます。一般的にですね、県とか、あとそういったところに「歩掛」ってものがございまして、例えば、1本当たり……。

○9番【勝山修輔君】 何かり？

○都市建設課長【鶴見幸一君】 積算の参考となる積算の基準がございまして。それで、それにあるものはそれを使って、例えば、それに合わないものにつきましては、見積もりをとることになっているんですが、例えば、その積算基準の中で幹回り、例えば、剪定に係る幹回りなんです、ある一定の規模で金額を分けております。例えば、30センチ未満からですね、の金額と、30センチから90センチ、

またそれ以上という形で分けておりまして、例えば、そのちょうど30センチと31センチ、同じじゃないかという意見もあるかと思うんですが、そういったところでも金額が変わっていく、ということがございます。またですね、あと、芝生の面積、そういったところも、若干伸びたりしまして、増えたりすることもございますので、そういったものを勘案して積算をしておりますので、毎年同じというわけではございません。またですね、あと1点なんですが、それにかかる人件費、例えば、作業員にかかる人件費も、毎年ですね、金額が変わっている、というところもございますので、数量、要は、委託する規模以外に人件費等の、例えば、高騰とかそういったものもございますので、それが金額が変わっている要因ということになります。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今おっしゃってることは理解しましたが、それじゃあ、私がついでですからちょっと申し上げますが、入札価格を平均で割って、その平均を出すと、どの業者も大体金額がそろってくるんですね。これもここの町の不思議なところなんです、富士山公園、6業者8カ所、4年間で340万9,200円なんです。平均すると85万2,300円なんです。これを1カ所平均にすると106万という金額になるんです。次が、落合東光公園が水環境神主公園、磯川公園、4カ所でやるとくと平均が213万400円なんです。こうやって見ていくと、みんな金額がそろってきちゃうんですね。差がないんですよ。言ってる意味わかりますか、町長。差がないってこと。入札金額が大体そろってきちゃうということなの。合計して、平均するとね。それが作られたものであるならば、競争入札をしてるんであれば、こんなことがあり得ないと思うんですが、課長、これがどうしてこんなふうになるんですか、お分かり……。じゃあ、向こうの、前の水道課長が答えてもいいよ、あなたが前の課長なんだから、答えていいよ。あなたがやったこと、俺が今調べてるんだ。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、余計な発言をしないでください。

○9番【勝山修輔君】 はい。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの、例えば、幾つかの公園をまとめて発注しておりまして、それを一公園で平均しますと200万円ぐらいだという、ことだと思うんですが、それはあくまでも平均でそのくらいの金額で出ているもので、公園ごとに数量が異なるかと思いますので、委託する規模とか数量が異なると思いますので、1カ所ずつはじくとですね、そういった金額にはならないのかなと思っております。議員の方ではじかれたのが平均でということだったので、そのような回答になります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 なぜこんなことを言ってるかっていうと、競争入札でやったならば、こういうことがあんの、疑うわけじゃないんですが、元を業者からもらって町が見積もって、それを発注してやるっていうこと自体が問題があって、もらった業者は木が何本あった、何が幾らあった、芝刈りが何回やったっていうこと知ってるわけですね。知ってるから見積もりがきちっと出るわけですよ。それを違う人がやって見積もりをしたら、こういうことはないと思うんですね。これを悪い言葉で言ったら**してんのかなっていうことと、もう1つは**してんのかなってことが、私は思われてならないっ

てこと。そんなことはないと思いますが、そういうふうなことに感じてしまうということなんですよ。それで、今度はその公園を、全ての公園を請け負ってる公園をですよ、坪に直していくと、全てが450円から、一番下が、小さいんで200円なんですけど、その全部が550円から450円の間で大体決まってくるんですよ。そうすると、どうしてこういうふうなことが起きんのかなって思いませんか？ 町長、思いませんか。これ、私がアバウトで調べてんだから確かだとは言いませんが、平均が全部、一番高いのが均してみれば550円ぐらいに落ちついちゃうんですよ。これがどうしてこんなにぴったり出ちゃうのかなってというのが不思議だと、町長、思いませんか？ だから、疑われるようなことがあるんじゃないでしょうかと言ってるわけだよ、私。だから、疑われないことは、きちっとやるべきことなんで、別にこれをやったからって、職員の皆さんが何かラーメンでもご馳走になったとかそんなことはないんですよ。でも、これでは業者がやってるのか、町が手伝ってるのか、意味がわからなくなっちゃうじゃないですか。そうでしょう？ こんなにきれいに出るんですよ、これ。差し上げてもいいですよ。間違ってるかもしれませんが。私は情報公開でもらったものを、事細かにこれでどうだ、ああだと言ってして平均出したもんですから、間違ってるかもしれませんが。しかし、そういう四捨五入すると、みんな平均落ちつくんですよ。おかしいと思わないですか。どうなんでしょう。どなたが答えるんだかわかりません。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山君に申し上げます。ただいまの**等の発言は不適當と思われるので、発言の取り消しを求めます。

○9番【勝山修輔君】 議長、私はやってるって言ってんじゃない。思われても仕方ないんじゃないですかと言って、どこが趣旨に違うんでしょうか。言ってくれませんか。「そうだ」と言ってんなら、失言だと言ってもいい。「そう思われてもしょうがないんじゃないか」と言ってるんです。

○議長【田村 稔君】 **等の発言部分は取り消してくださいと言ってます。

○9番【勝山修輔君】 どこが、「思われても仕方ない」ということはいけないことですか。ここは議会でしょう？ あなたが「やってるよ」と言ったら取り消せって言われるけど、そう「思われても仕方ないでしょう」と言ってるんです。だって、こういう金額が出たら誰だって思うでしょう？ 私が調べたんですよ。情報公開でもらったものを。そしたら、こういう計算になるんですよ。じゃあ、おかしいでしょうと言ったことが、取り消すほどの問題でしょうか。何かを「やってる」って言ってるんじゃないでしょう。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、「おかしいでしょう」はいいですよ。でも、**っていう言葉は。

○9番【勝山修輔君】 **は、じゃあ、いいですよ。じゃあ、「おかしいでしょう」？

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの質問に対しましてご回答申し上げます。

今回、私どもの方で県の積算基準、こちらの方に単価がないものにつきましては、そちらの単価のほうをですね、この造園業者の方から徴収させていただいております。その中で全ての出た見積もりの中から、一番安価な単価を採用しておりますので、例えば、その公園で出した業者の単価から、諸経費とか、それを全て採用してるわけではございませんので、またですね、先ほども申し上げたんですが、県の単価表にある単価につきましてはそちらの方を採用しておりますので、全てが業者からの見積もり

ということではございません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、課長さんに、私は言ってることは、ちょっと「おかしくないか」ということなんです。だから、見積もりは県の見積もりをとってるんだと言うんなら、県の業者にやってもらったもので価格を決めてるっていうんなら分かるんですが、私の聞いている話は、この7業者からとって7業者が入札に参加するっていうことは、もともと書いた紙は自分で持ってるってことなんだから、きれいなもんじゃないでしょうって言いたいだけなんです。それが、誰かがどうなった、こうなったって言ってんじゃないんです。だから、公園はもう少し無駄なことがないように、入札なんかしないように、私が言うように、委託をして、金額を決めて、「何々造園さん、あなたはどこの公園は何の公園にしたいんですか」と、「私はコブシの公園にしたいんです」と言われたら、「コブシの公園にしてくださいよ」と。じゃ、これには予算はこれしかあげられませんが、それでその公園が良くなかったら、町民の人が「良くないよ」と言って聞けば、いい公園になるはずなんだと言って、民間委託はどうですかという話をしてるわけなんです。これだけのお金はもう毎年かかっちゃうんだから。これの平均を出した金額が今出てるんだから、これで民間委託をして、見積もりを取ることもない、疑われるような入札もない。そして、何の公園を作るかって言ったら、上三川にこんだけ公園持ってるんです。町民に木の生えてる空き地だなんて言われなくて、何の公園だっていいじゃないですか、その公園が一つ一つできれば。そしたら、それだけ造園会社がか力をかけて、「こういう公園を俺は作るんだ」ってやってくれてる方が、よっぽど町民にとっていいことじゃないかと思うんです。駐車場が狭い、車の町上三川がこの公園に行ったときに、二、三台が停まるところ、停まらないところの方が多い。それでも公園なんです。名前は公園。だから、町民は木の生えた空き地だと言ってらるんですよ。そうでしょう？だから、私は民間委託をして、その業者にそれを任せて、それで執行部が、この公園は何の公園がいいんじゃないですか、っていうことで、1年中どっか行けば花が咲いてるような公園ができたほうが、毎年使うお金でできるんじゃないでしょうかと云ってるわけです。だから、こんなにお金をかけて、職員が汗水垂らして入札をしたら、みんな金額が同じだと言うんなら、そのほうがよっぽどましじゃないかということをお願いを、次の質問に入りたいと思います。答弁もらった方がいいですか、町長。私の言うような話が理解できたかどうか。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、誰と話してるんですか。

○9番【勝山修輔君】 町長に。私が今言ったこと、町長に答えていただきたい。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 上三川町に39の公園があって、先ほど申しあげましたかと思いますが、街区公園が22カ所ということになっております。駐車場がないというふうなお話をいただきましたが、街区公園というのは、専らその「街区に住んでらっしゃる方」のために作られた公園でございます。この公園の趣旨といいますと、250メートルを見越して作ってる公園というふうになっております。そこに国の補助等を入れてさせていただいて作られた公園ですので、250メートルの中ですから、駐車場が少ないというのは、そういう意味で少ないということであろうかというふうに思います。上三川町には、先ほど答弁で申しあげましたように、住区基幹公園ということで、街区公園、それよりもちょっと大き

い近隣公園、そして地区公園という、町にはその3つが住区基幹公園として、今、整備されておりますが、その上ですね、都市基幹公園、総合公園とかそういったものは町の方にはございません。そういった性質がちょっと違うもんですから、議員がおっしゃられた駐車場をたくさん増やせとか、なかなかそういうのは、今までの補助のメニューからして厳しいものもあろうかというふうに思います。公園に関しては、地域にお住まいの方が手軽に利用していただいて、そして、皆さんが憩いの場になっていただけるよう、これからも努力してまいります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そしたら、ついからです、2番目に入りたいと思いますが、都市公園の集客と活性化について。

1つ、人の集まる憩いの場としての公園にするためには、どのような取り組みが必要かということでお尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、町が管理する公園は、蓼沼親水公園や桃畑緑地公園、富士山公園など、スポーツやさまざまなレクリエーションに利用される比較的大きな規模の地区公園や近隣公園、また、馬場公園や多功児童公園などのように地域住民の憩いの場や、地域の子供たちの身近な遊び場である小規模な街区公園がございます。地区公園や近隣公園については、町公式ホームページのほか、民間の情報発信ホームページ、また、「るるぶ」などの情報誌による周知活動を実施しており、家族連れやスポーツイベントなどで、町内外から多くの人に利用されております。また、城址公園は、地元商店街の発案による「城址ナイト」が定期的開催され、地域の方々の触れ合いの場となっております。街区公園についても、自治会のお祭りなど、地域の活性化のため利活用されております。

今後とも、ホームページや情報誌などによる広報活動、及び、地域住民との連携をしながら、地域に愛される公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 再質です、町長にちょっとお聞きしたいのですが、上三川町は下野市、宇都宮市、真岡市に挟まれております。強いていえば、結城もくつつかるといえば、くつつかるのかもしれませんが、そこにどのくらいの公園があるか、町長は行ってみたり、何かしたことございますか。この宇都宮、下野、壬生、近隣ですね。どのくらいの公園あるか、行ってみたことはありますか、ないですか。それだけで結構です。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 目的等があつて伺ったこともございますし、プライベートで伺ったこともございますが、近隣の市町にどれだけの数の公園があつて、そのうち幾つ行けたかと言われると、ほんのわずかな公園しか行ってないというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私も全部行って来たかっていうと、全部行ってません。それでもですね、「ああ、こんなもの作ってんだ」っていうようなことをやってる自治体はすごく大きいんです。うちの3倍も4倍もお金をつかってやってらっしゃいます。それで、下野市には、ふれあい公園にはドッグランも設備してあります。キャンプ場もあります。そんなこともご存じだったですか？ それから、壬生城に、上三川城もありますが、壬生城は、お堀の周りにヒガンザクラを植えて花見ができて、それはそれはとてもきれいだよというふうに、これこそ本当に町外からたくさん人が来てます。それから、壬生町では、わんぱく公園っていうのがあります。そこへ行くと、子供が一日中遊んでられるそうです。それで、そういう公園もあるんですが、上三川町に何ていう公園がネット上、まあ、ネット上じゃなくてもいいですよ、うちのホームページで見て、「ああ、ここは行きたいな」っていうところがあると思いますか。それだけでも結構です。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 蓼沼親水公園などは多くのお子様連れなどで、特にこの夏場などはですね、にぎわっていただいていると思っております。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 1つは公園というのが、何もなくて人が来て遊ぶ公園もあります。それから、売店や何かあって人を呼びつける公園もあるでしょう。親水公園という大きい公園がありますが、子供たちが遊ぶ道具というんですか、それはどのくらい親水公園にはあるんだというふうに思ってますか。町長じゃなくてもいいですよ、公園管理してる人。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい。ただいまのご質問に対しましてお答え申し上げます。

蓼沼親水公園につきましては、水と緑と花をテーマにした親水公園で、「親水ゾーン」、「鑑賞ゾーン」、「保全観察ゾーン」、「目的ゾーン」の4つに分かれております。それぞれが、子供たちがですね、水にふれ合ったりとか、あとは遊具で遊んだりということで、全体的にそこで時間を過ごせるといった公園になっております。また、どういったもので遊ぶのかということに対しましては、遊具はですね、設置されているんですが、済みません、その数につきましては把握しておりません。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 井頭公園というのは、これは国が作ったのか、真岡市で作ったのか、私にはそこまで調べてなかったんですが、それは、親水公園よりも何倍か大きいと思います。バラ園があり、何園があり、何園がありって、ここに書いてあるだけでも8種類ぐらいあります。これで、人が来るのかって、来てるんだよっていうことなら理解ができるわけです。これは多分、市じゃなく県が作ったものと私は思ってますが、こういう公園も公園です。だから、上三川町も、公園と名の付くのがそれだけあるならば、「この公園はこういう公園だよ」というものを作ってもおかしくはないんじゃないですかっていうことを、私は町長に言いたいわけです。ただ、整備してる、毎年毎年、同じ金をかけている。かけているのは分かるんです。かけてるから、税金使ってるわけだから。でも、それをやっていて、「ああ、すごいね」っていうところは、どっかあるって言ったら、町長がいつも言うように、私が言うように、上三川町に観光できるものが何かありますかかって言うと、何もないっていうのが本当ですよ。

でも、せめて、公園がこんだけの数あるんですよ。1年中花が咲く公園にしたって、今までの費用が無駄にならないぐらいじゃないんでしょうかねっていうことは、町長、言いたいんですよ。だから、私が質問したときに、「公園は作らないんだ」って、今度は、所信表明にはこうやって作って、住民を増やすんだって、それじゃおかしいでしょう、ってなるんですよ。だから、この公園をどうしたらいい公園になるかっていうことは、手と足と目と口を使って働くことじゃないんですか。ただ、毎年毎年、何百万かけてるようじゃ、つまらないでしょう。私に調べられて、これで入札かって言われるのは恥ずかしいことですよ。そうでしょう。1坪がみんな500円で済んじゃうんですよ。そんなのは公園じゃないんですよ。だから、こういうふうに公園っていうのは、一つ一つ魅力のあるものが公園だというふうに私は思ってるんです。それで、これだけのものを調べるのには、情報公開だけでも1万円ぐらい使いますよ。ただで調べてるわけじゃないんです。その都度その都度行って、これは情報公開だ、これは違うんだと言われて集めるんですよ。これが町民の付託を受けてる町会議員のやることだと思ってやってるんですよ。賛成ってやってるだけが能じゃないんですよ。

質問も終わりですから、最後に、町長、リーダーシップはどこ行ったんか。失敗したっていいじゃないですか、何か1つぐらいやってくださいよ。毎年毎年、同じような予算で、同じような決算で、町は良くなりますか？ 先ほども同僚議員が言ってました。防犯灯は20個しか付けられないんだ。30個付けたら、九十何万円になるんだというのと一緒になっちゃうじゃないですか。予算を決めたらそれでいいんだというのは、ここにいるほかの人がやることなんですよ。町長がやることじゃないんですよ。予算ができ上がれば、町長が判こをバタッと押せば、これで町が良くなるんだったら、毎日判こ押しやあいんですよ。良くなりましたか？ どっかの議員が、何を公約でね、あれしたんだって言ってますけど、公約ってのは、やるべきことなんですよ。絵に描いた餅じゃないんですよ。職員の作った作文を読むのが上手になった町長だねなんて言われたら恥ずかしいでしょう。町のためにもう少し働いてくださいよ。ちまたでは余計なことを言うなよ、余計なことはやるなよ、課長の背中を見てりゃ、おまえも課長になれるかもしれないよって言ってる町なんですよ。もうちょっと職員も、おかしいと思ったらおかしいことやるんですよ。じゃなかったら、ひとつもいい町になりません。私にこれをね、調べられて、言い方が悪いから、疑わしいから言われてるんですよ。疑わしくなかったら言わないんですよ。同じ金額で誰が落とすんだかわかりませんが、落としたら一緒、金額が一緒だったら、そう思われてもしょうがないでしょう。私の質問は終わります。

○議長【田村 稔君】 質問の途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時56分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 4番目ということでお疲れとは思いますが、ご協力お願いしたいと思います。

私は、一般質問なんですけども、3点について質問をさせていただきます。町執行部の明快な答弁をお願いしたいと思います。

第1点はですね、加齢に伴う補聴器購入費の助成についてです。

耳が遠くなり、人前に出るのが億劫になった、補聴器が欲しい、でも、高くて手が出ない。こんな悩みを抱える人は少なくありません。高齢化が進む日本で、難聴者は推定で1,400万人、補聴器が必要とみられる対象は820万人に上ります。今や、加齢性難聴は、隠れた社会問題と言わなければなりません。そこで、2点なんですけど、2点質問させていただきます。

補聴器の購入に対して助成した件数ということでお伺いをしたいと思います。

2番目がですね、加齢が理由の補聴器購入について、費用の助成は、考えはないのかということで質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年度における補聴器の助成件数であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づくものが、交付12件、修理11件、計23件ございました。また、町独自の事業である軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費等の助成については、申請がございませんでした。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。加齢性難聴は、日常生活において不便を来し、また、コミュニケーションが困難になることから、人との関わりが減少し、そのことが脳の機能の低下につながり、うつ病や認知症につながるのではないかと考えられております。そのため、早期の段階から補聴器を使用することは、高齢になっても生活の質が落ちることなく、認知症の予防や健康寿命の延伸、また、医療費抑制にも効果があるのではないかと見込まれております。

現在、本町におきましては、身体障害者福祉法に規定されている対象者で、一定の要件を満たしている方に対する補助のみを行っておりますが、全国的に見てみますと、加齢性難聴の方に対して、補聴器購入費用の一部補助を実施している自治体もあり、また、栃木県内におきましては、宇都宮市が補聴器を交付しておりますが、まだ実施している自治体は少なく、また、加齢性難聴の原因は耳の機能の低下だけでなく、加齢に伴う脳の機能低下など、さまざまな要因があり、必ずしも、全ての加齢性難聴の方に補聴器が有効ということではなく、効果が限定的であることもあり、補聴器購入費用に対する補助については、今後の国や県内市町の動向を見据えながら検討してまいりたいと思います。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私の方から何点かなんですけども、質問させていただきます。

日本補聴器工業会資料によりますとね、欧米諸国と日本の補聴器の所有率は、アメリカが30.2%、

ドイツが36.9%、フランスが41%、イギリスが47.6%、日本が14.4%ということなんですね。日本の補聴器の保有率は半分以下の理由ということで、やはり補聴器が高過ぎる、こういうことですね。片耳でも20万から40万、両耳だと、やはり50万にもなると、そういうことが言われております。

そこで、再質問なんですけれども、先ほど町長から答弁があったんですけれども、障害者支援法に基づく補装具被支給制度の対象ってことで、数、言われましたね？ 23件ということなんですけれども、例えば、障害者手帳を交付され、この、両耳の聴力のレベルは幾つ以上を、要するに、対象にしているのかと、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。まず、補装具として支給されます補聴器について、こちら、条件としましては、身体障害者手帳をお持ちの方ということとなっておりますが、申し訳ありません、実際、具体的にどれぐらいの方が、このレベルの方が身体障害者手帳の対象になってるかは、ちょっと手元に今資料ありませんのでお答えできません。また、軽度・中等度のほうであれば、こちらは両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満ということで、こちらはレベルのほう、決められております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長からあったんですけれども、例えば、聴力レベルが70デシベル以上ということだと、例えば、これは40センチ以上離れると会話が聞き取れない、そういう難聴者が対象ですよ。ですから、やっぱり高度の難聴に限定されると。それが今の制度なんですよ。ですから、私はね、中軽度でもやはり補聴器が使えるようなね、それがやっぱり必要なのではないかとことです。

先ほど、町長からですね、要するに、補聴器だけが有効な方法じゃないんだと、そういう話もされましたけども、2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議で、英国の雑誌「ランセット」という雑誌があるんですけども、国際委員会が難聴が認知症の最大の予防可能なリスク因子だと、こういうことを言ってるんですね。それと、あと、専門家の方からは、補聴器は進行してからではなく、早くから使用することが必要ですと。また、WHOの国際保健機関では、中程度から装備を維持していると、そういうことを言ってるんです。

私、これ、調べたんですけれども、補聴器購入に対する自治体の支援例ということで、全国的にやりますけども、例えば、65歳以上ということで、東京都が進んでるんですけども、東京都は中央区、墨田区、江東区、豊島区、葛飾、江戸川区で実施してて、助成額が3万5,000円から2万円、そういうことですね。福岡県の粕屋町っていうんですか、これは助成額が5万円ということで、これは住民税非課税世帯、そういうことなんです。ですから、私はそういう点でね、今の高齢化社会、あるいは、これから元気なお年寄りをもっと社会に貢献してもらおうと、そういう点です、やはりこの補聴器の購入はですね、国などでやるのが本当だと思うんですけども、やはり自治体でこれだけやってるわけですから、取り組む必要があるんじゃないかと、そういうことで、もう1回ですね、町長から答弁をいただきたい、そういうふうに思います。どうですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど申しあげましたように、栃木県内でもまだ宇都宮市だけがその助成をしてるということであります。答弁のとおり、これについては、もう少し研究をさせていただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほど議員からご質問のありました、手帳のときのレベルですね、聞こえるレベル。それについてお答えいたします。まず、4級の方、こちらですと、両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上の者ということになっております。また、6級につきましては、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者。また、片側耳、片方の耳の聴力レベルが90デシベル以上の者ということで、手帳の等級のほう、決まっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 もう1点質問なんですけども、やはりそういう点でね、今、1,400万人ぐらいいると、そういうことを言われてますよね。ですから、そういう点で、もう1点再質問なんですけども、やはり早期発見のための聴覚検査ですね、やはりこれをね、健診項目にですね、やはり必要、含めるべきじゃないかと、そういうふうにご考えてるんですけど、その考えですね、どういうふうにご考えてるのか、ぜひこれをお聞きしたいと思うんです。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいま議員からありました健診項目に加えたらいかがかということでございますが、これにつきましては、特に、現時点で国の方からそのような動きございませんので、その動きを見ながら検討の方はさせていただきたいと思えます。

また、先ほど町長の方の答弁でもありましたが、加齢性難聴におけます補聴器の有効性ということなんです。加齢性難聴といいますのは、難聴の中でも、難聴も2種類ございまして、その中の感音難聴というもので、耳の内耳から脳までの間の神経のどこかに不調があつて起きる難聴ということでございます。この難聴につきましては、確かに補聴器の使用は有効、と言いますが、いろいろな方法がある中では一番いいというレベルで、感音性の難聴というのは非常に治療の難しいものだと言われております。そのため、仮に補聴器が有効と言われていまして、著しく神経の方が傷んでいる場合には、補聴器ではやはり間に合わないという状況もございまして。また、先ほど、やはりこれも町長の答弁にありましたが、加齢による難聴というものは、必ずしも耳の不調によるものだけではなく、それ以外のもの、先ほど町長の方から加齢による脳の機能低下ということもありましたが、そのような場合には、当然、補聴器の方は効果をなさないということございまして。このように、加齢による難聴に対する補聴器の効果というのは非常に限定的なものと、今の時点では言わざるを得ませんので、その点も加味しまして、補聴器の件につきましては検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひそういう方向でね、1つでもいい方向ですね、検討をお願いしたいと、

そういうふうに思います。

次に、2点目の熱中症対策なんですけども、(1)としてですね、町民への啓発はどのように行っているのか。特に高齢者への注意喚起はどのように行っているのか。

2番目が、生活保護者、低所得者へのエアコン設置などの支援についての考えはということです。

3番目が、小・中学校の体育館へのエアコンの設置の考えはということで質問をさせていただきます。
○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

熱中症の町民への啓発については、その危険性と予防のポイント、なってしまったときの具体的な対策などについて、「広報かみのかわ」やホームページにて周知に努めているところでございます。今年の7月末に、上三川町内にお住まいの83歳の男性が、熱中症がきっかけとなりお亡くなりになるという大変痛ましい事故がございました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族へお悔やみを申し上げます。報道があった翌日、私から指示を出しまして、かみたんメールでお知らせをしたところであり、天候等を鑑みまして、今後も臨時的な注意喚起を行っていきたいと考えてるところでございます。

また、高齢者への注意喚起につきましては、町職員が高齢者宅へ訪問したときやイベントで顔を合わせたときなど、さまざまな場面でかわりを持つ際は、随時声かけを行うなどして注意喚起を図っているところでございます。熱中症対策については今後とも町民の皆様に、より広く伝わる方法で注意喚起を図っていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたく存じます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

生活保護受給者については、平成30年度の厚生労働省の生活保護法による保護の実施要領の一部改正により、平成30年4月から、支給要件に該当すれば、冷房器具の購入費用として5万円の範囲内で保護費の支給が認められることになりました。なお、本町における生活保護に関する事務については県の所管であり、本町は相談窓口となっておりますので、このようなケースの相談があった場合には、相談者に対しこの制度について説明するとともに、県に対しましては早急に、当該相談内容をつないでまいります。

また、低所得者については、現在、エアコン設置に係る助成制度はなく、現時点では制度を創設する予定はございませんが、フルタイムや希望の仕事につけないため所得が低くなってしまっている方に対しましては、就労につなげるとともに、それでもなお生活に困窮する場合には、生活保護制度の案内をするなどして支援していく考えであります。

以上で、ご質問の1点目と2点目について答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の3点目についてお答えします。

近年、地球環境のさまざまな変化が進む中、体育館での健康管理の必要性は十分認識しております。屋内外の活動を問わず、児童生徒の熱中症予防等に細心の注意を払えるよう、町教育委員会では校長会

と連携し対応しております。小・中学校では、各教室や体育館に温度計、湿度計、あるいは暑さ指数計等を設置し、児童生徒の体調や環境の変化に注意を払いながら教育活動を実施しているところがございます。また、体育館における授業や諸活動については、暑さが厳しく運動制限などが必要な場合、活動時間を入れかえ、比較的涼しい時間帯に授業等を行いながら対応しております。

さらに、中学校における体育館を利用した部活動では、適宜、水分を補給したり、休憩を設けたりするなど、生徒の体調管理を第一に、きめ細やかな対応に努めているところでございます。

現在のところ、多額の費用を要することから、体育館への空調設備を行う予定はございませんが、今朝のニュースなどでも取り上げられていたようですけれども、国や県の補助事業などにより設置が可能な場合には研究をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私の方から何点か質問なんですけれども、先ほど町長からですね、答弁があったんですけれども、生活保護のエアコン設置ということで、平成30年度から一部ってことで5万円以内に認められた、そういうことなんですけれども、今、県の社協ではですね、クーラーの設置を認めております。これは社会福祉基金ということで、上限が10万円以上、連帯保証人はなしが1.5%で、3年間で償還ということですね。聞いてみたんですけれども、この実績はどうなんだということでしたら、宇都宮20件、壬生が1件、上三川ゼロ件なんですよね。ゼロなんです。ですから、先ほど町長からですね、上三川でも老人の方が、83歳の方が亡くなっていますので、ぜひですね、そういうことでこのエアコンの設置をね、お願いしたいということです。

そこで、お聞きしたいんですけれども、上三川町の生活保護受給者というのは何人なのかということと、その中でクーラーの入っていない人ですね、何人ぐらいつかんでいるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 申し訳ありません。手元にただいま数字がございません。後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひね、調査をして答弁をお願いしたいと思うんです。ですが、やっぱり認知症に対してね、やはり亡くなる方がおるってことで、ぜひね、こういう制度があるってこともお知らせしてですね、そういう点で、ぜひね、命を守っていただきたい、そういうふうに思います。

もう1点はですね、再質問なんですけれども、今朝のニュースでもやっておりましたけれども、先ほど教育長から答弁があったんですけれども、今のところ、小・中学校体育館へのエアコンの設置は考えてないということなんです。多額の費用がかかるってことなんですけれども、今朝のニュースでは、東京都の足立区ですか、東京都が3分の2補助ってことで、順次やっていくってことで、報道されておりましたよね。ですから、体育館はやっぱり災害時の避難所ってことだと思うんです。ですから、そういう点で、やはりそういう施設になるわけですから、県あるいは国に対してですね、もっと声を上げていただきたいってことで、ぜひそういう声をですね、県の方へも届けていただきたいと、そういうことを思っ

てるんですけど、どうでしょうか。補助金の問題。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほども申しましたように、体育館での健康管理の重要性は十分認識しているところでございます。今朝のニュースでは、東京都では最大3分の2の補助金というようなことがあるようですけども、そのほか、他県でもそのような動きが起きているような状況にございます。このようなことを考えますと、やはりこの動きを生かしながら、教育委員会としても、教育委員会の連合会、あるいはさまざまな教育団体を通して、補助金の要望などをこれから出していくことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向でね、お願いしたいと思います。

それと、あと最後なんですけども、3番目ということで、幼児教育・保育の無償化について、2点ほど質問をさせていただきます。

(1) が、無償化の範囲と対象は、つてことが1点です。

2点目が、保育園の保育料に含まれていた3から5歳児の給食の副食費については、無償化の対象とならないのか、つてことでお聞きさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全てのお子さんと、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんのうち住民税非課税世帯を対象に、保育料が無償化されます。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用しているお子さんは、保育所入所と同じ保育の要件を満たしている場合に限り、利用料や保育料が無償化の対象となります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

保育所を利用している3歳児から5歳児までの副食費につきましては、これまでは保育料に含まれ、利用者が負担しておりましたが、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料と副食費は分割され、保育料は無償となりますが、副食費は引き続き利用者が負担することになります。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと、小学校就学前のお子さんから数えて第3子以降のお子さんにおいては副食費も無償化の対象となります。

なお、栃木県の補助制度により、保育料実質無償となっていた第3子以降のお子さんの中には、第3子以降とする基準が国と県により異なることから、国の基準においては副食費分の利用者負担が発生することになりますが、そういったお子さんについても、県と町が協調して副食費相当分を補助することによって実質無償となる予定でございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい、ありがとうございました。それではですね、私の方から何点かなんで

すけども、再質問なんですけど、3歳から5歳の保育料無償化されますけれども、副食料費は実費徴収となるということなんです。実費徴収ということになると、一人一人に新たな請求書を出してですね、副食料費を請求する必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。保育所で発生する実務負担の軽減ということをどのように考えているのか、どのようにこれから対処するのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。先ほどの町長の答弁と重複するところがございますが、改めて、副食費についてご説明させていただきたいと思っております。

今まで3歳から5歳児で保育の必要があったお子様については、保育園等の保育料に副食費代が含まれてた、そういった考え方がございました。このたびのですね、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、保育料を無償化する、その代わりと言っては何ですが、副食費、給食費のおかずやおやつ代ですね、その部分を今まで含まれてた保育料とは別に、実費で親御さんに負担していただく、そのような制度の改革がなされることとなります。

現実にはですね、保育料が、例えば、毎月3万円払っていたというようなご家庭であれば、今まで払っていた保育料が3万円に対して、今度は実費徴収の副食費代が4,500円というような金額設定がございますので、実質2万5,500円の減額になるというような考え方でございます。その副食費の実費徴収に関しましては、各園の方が親御さんの方から直接受け取るというような形でございまして、町の方には副食費代分について入ってくるような予算、予算といいますが、そのような流れではございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 課長からそういう答弁なんですけど、そうしますと、結局、負担にはならないってことで、よろしいのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 先ほどの町長の答弁の後半部分にございましたようにですね、今まで第3子、県と町が基準にしている第3子の数え方があるんですけども、その、今まで第3子として保育料が無料だったお子さん、そういった方がですね、今般の幼児教育・保育の無償化の制度改正によって、国の方の基準としては第3子ではなく、第1子、第2子というふうなカウントの仕方をされる方もいらっしゃると思います。そういった方は保育料が無償だったものが、改めて副食費だけ4,500円とられる、徴収されるというふうな方も実質いらっしゃると思います。そういった方に関しましては、県と町が協調して補助をすることによって、その4,500円も無償化するというようなことを、今、整備しておりますので、実質その不利益を被るような方はいらっしゃらないというふうに考えております。

済みません、つけ加えて申し上げますと、その4,500円、先ほどから申し上げておりますが、これは、各保育園、幼稚園の方で設定する金額がございます。実際に4,500円以上の副食費代を設定する保育園、幼稚園に関しましては、実質、親御さんが、例えば、副食費を5,000円に設定する保育園がございましたらばですね、差し引き500円分を徴収するということもあります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 わかりました。それでは、もう1点なんですけども、滞納の問題、これも出てくると思うんですけども、国の基準では世帯収入360万円を超える世帯ってことで、保育所に3人以上在籍してる場合は月4,500円前後の食材費の支出が発生すると、支払いが発生するということなんですけども、この副食材費ですか、の滞納による保育の利用を中止をする、こういうことも当然、出てくると思うんですけど、これの対応ですね、どういうふうに町の方で考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 その副食費の滞納があるご家庭に関しまして、保育の認定を取り消すとか、そういったことはございません。ただ、その副食費が実際、滞納される家庭はいらっしゃるであろうと、そういう推測はしておりますが、そういった場合ですね、方法の一つとしてですね、児童手当の受給する金額の中からですね、副食費に充当するような制度設計も国の方では考えております。やるかやらないかは園との協議とか、そういったことがあっての話でございますが、一つとしてはそういった方法もございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今ね、課長から答弁あったんですけども、この全国の自治体で給食費の滞納をですね、児童手当から徴収する向きが進んでいるということで、中学卒業まで月額1万から1万5,000円ってことなんですけども、こんなことをしたらですね、やはり子供の貧困問題が一層深刻になると思うんですね。私はそういう点で、無償化によってね、不要となる町独自の、自治体独自のですね、保育料の軽減ということで財があると思うんですけども、その財源幾らになるのかということと、その財源を活用してですね、この副食材費ですか、の免除の拡充の考えはないのかということでお聞きしたい。

全国的にはですね、秋田県、あるいは兵庫県の明石市、あと東京都の板橋区では助成することを決めております。ですから、そういう点で、町の方としてもですね、やはりそういう取り組みが必要なんだと思うんですけども、どうなんでしょうか。そういう考えはないんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 まず最初にですね、今般の幼児教育・保育の無償化によって、町が支出する財源に余裕が出るというようなことではございません。逆にですね、私の方で試算した結果ですね、次年度以降、子育てのための施設等利用給付、それから、子どものための教育・保育給付、いずれもですね、今後、増加していくものというふうに推測を立てております。

そんな中ですね、0歳から2歳児で副食費の免除の非該当のお子さんたち、そちらと幼児教育を受けてる、いわゆる1号認定のお子さんたちの副食費、さらにはですね、幼稚園に通ってるお子さんの中で預かり保育等を利用する方たちもいらっしゃると思います。そういった方たち全ての方の副食費代を町で賄うとすると、かなりの支出もさらに加算されることになると思います。仮にですね、副食費で、幼

児教育を受けてる1号認定のお子さん、これをですね、県と町の第3子まで拡充して行った場合、町が持ち出す負担額でございますが、該当するおさんは14名ほどいらっしゃるというような、現時点での認識です。その1人当たり4,500円程度の副食費代がかかりますんで、計算しますと、1カ月当たり6万3,000円、年間にしますと75万6,000円っていうことになります。それをさらに拡充してですね、全てのお子さんを対象に副食費を免除した場合、こちらは年間で3,500万円以上、町の持ち出しが必要になるような試算を出しております。ですので、現時点では、そういった副食費の免除の対象者を拡充することよりも、保育施設等ですね、受け皿確保を重視して、待機児童の解消を先に考える方が得策かなというふうに担当としては考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 やはり公的保育ってことになればですね、やはり無償化が当然だと思いますよ。

あと2点質問させていただきたいんですけども、もう1点はですね、内閣府が22日に自治体に送付した10月からの特定教育保育費の告示案では、今回の給食費の実費徴収によって、3歳から5歳の子供の1人当たりの基本的な運営費が実質的に月額600円引き下げられる、そういうことが明らかになりました。標準的な定員90人の保育園で、年間60万以上の減収ということですよ。これはですね、保育所の運営に打撃を与えて、保育の質を低下させかねません。そこでですね、これは東京都の場合なんですけども、この町の負担というのはそういうことになるとね、幾らぐらい見込んであるのかお聞きしたいと思うんです。分かれば、お願いしたい。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。この無償化に伴いまして、町の歳出予算の変動も試算してみました。今年度の当初予算プラス、先日ですね、補正予算可決いただきましたが、その補正予算を足し合わせますと、おおよその数字で申し上げますと10億6,000万円ほどの歳出予算っていうことになります。次年度以降、それは1年間のうち10月以降の約半年ですね、半年が無償化になった場合のケースで試算しております。来年度以降は1年間丸々無償化の予算を立てなければなりません。そうしたときに、1年分の予算を試算したところ、10億9,000万ですので、年間で1年後には3,000万ほどの歳出の増加になるかというふうに試算しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、最後なんですけども、一番聞きたいことなんですけど、幼児教育無償化でですね、待機児童問題は解消するののかということをお聞きしたいと思います。今、ちょっと課長にお聞きしたらですね、大山保育園、上三川保育園、蓼沼保育園、ふざかしおひさま保育園、あと、上三川幼児園、あけぼし保育園、ゆいのわ保育園ってことで、これで定数枠ですね、浮いてるのが33、今、計算しましたら浮いてるってこと、空いてるんですよ。これで本当に待機児童を吸収できるのか、どういうふうに考えてるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。まず、待機児童の状況でございますが、公式的に新聞報道で

なされています4月1日現在の待機児童は、上三川町に関しましてはゼロ人でした。それは8月4日の下野新聞の報道でも出されていたかと思えます。

先ほど空きがあるというお話いただきましたが、その実態を申し上げますと、主に空きがある部分については、3歳から5歳児クラスが空いているような状況でございます。0歳児から2歳児クラスについては、どこの保育施設も満杯状態といえますか、定員にほぼ近い数字になっております。なおかつですね、今後、0歳児の誕生、0歳児の入所希望者の方も年度末に向けてどんどん増えてきますので、待機児童の方はこれから先ですね、増えて出てくるのかなというふうに予想しております。

今般の幼児教育・保育の無償化によってですね、待機児童が解消されるのかどうか、そういったお話になりますと、逆にですね、幼稚園に通ってらっしゃる方の保育料は無償化される。なおかつ、幼稚園が大体2時ぐらいに終わりとすると、その後のですね、夕方までの預かり保育、そういったものも利用しやすくなる、というようなことを考えると、幼稚園に通わそうというような親御さんも増えるのではないかなというふうに考えております。

そういったことであれば、幼児教育の方を選んでいただく親御さんが増えれば、保育園に通うことを希望するニーズの方は、若干、横ばいなのか、下火になるのか、ちょっと何とも申し上げられませんが、そこは、若干、落ちつくのかなというふうに考えております。とはいえ、現状で0歳児から2歳児の保育を希望する親御さんは多いので、そこに対する町の方の受け皿の確保というのは必要のかなというふうに、現時点で考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいってことでお願いいたします。

以上で終わります。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほど、稲葉議員のご質問の中で、生活保護受給者数についてのご質問がありました。平成31年3月末時点で163世帯、213名でございます。ただ、エアコンの設置については把握していないというのが現状でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりました。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまでした。なお、明日6日も午前10時から一般質問を行います。

午後2時40分 延会